時事新報

第千四百六十六號
明治十九年十二月廿三日木曜日（丁巳）
舊丙戌十一月廿八日
日出午前七時零分　日入午後四時五十分
月出午前四時三十三分　月入午後三時十九分
滿潮午前三時二十七分　午後三時五十七分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ逓送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ逓送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付
一行廿四字詰

	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五毛

時事新報

獨逸の東洋政略如何

近年獨逸が東洋の貿易市場に於て著しき勢力を占めたるは隱れなき事柄にて世間に顯はれたる最近の事實に由て之を徵するも本年四五月の頃同國のロイド會社がハムボルクより上海香港間の定期航海を開き其支線を我神戸横濱まで及ぼしたるが如きクルップ會社が支那開平の鐵道事業を受負ひたるが如き又イリス商會が我日本鐵道會社と約定して向八個年間レールの輸入を引受たるが如き何れも其例證にして又近來聞く所によれば朝鮮内地の金鑛は悉皆獨逸人の手にて探索を遂ぐる筈なりと云ひ露領ウラジオストックの貿易の如きは近來全く獨逸人の掌裡に落ち中にも同地なる獨逸のアルベルス商會の如きは廣くサイベリヤ内地までも手を伸し次第に貿易の區域を擴め同地にある日本支那の商人は素より露西亞の商人さへも其勢に敵する能はざるほどの次第なりと云ひ又獨逸にては近々海外銀行なるものを設立し其本店を伯林若くはハムボルクに置て專ら本國と東洋間との貿易を保護奬勵する計畫ありと云ひ是と云ひ彼と云ひ獨逸が近來頻りに東洋の商賣に鋭意力を用ふるの端倪と窺ふに足るべきものにして大に我輩東洋人の注意を要すべき事項なりとす我輩は獨逸が前年佛國との戰爭に勝を制せし以來其勢旭日の東雲を破るが如く歐洲の中原に在ては諸強國を眼下に睥睨するの威力を有しながら獨り東洋に向ては音もせず臭もせず猛虎の爪牙を収めて深山の中に蟄伏せるは態あるは甚だ怪しむべきに似たれども獨逸國の富強とビスマークの雄略とを以てして永久東洋の美田を擧て獨り英佛等の壟斷に任ずるの理あるべからざれば早晩必ず東洋に向て其餘勇剩力を試むるの日あらんとの旨を曾て論述したることありしが其言果して違はず未だ兩三年ならずして明かに其事の端緒と見るの今日に至れり蓋し單に商賣の一方より視るときは英國が東洋の市場に跋扈するも又獨逸が東洋に貿易を專有するもその商賣の盛衰に於て異變なき以上は我に於て毫も損益する所なく又利害を感ずるとなかるべしと雖も我輩の此際に於て大に注意を要すべしと云ふ所のものは他にあらず從來歐洲諸國が東洋の市場に入込む次第を視るに商賣と侵略とは常に相伴隨して離れざるを例とするものゝ如し即ち英國が印度及び香港を占領して東洋の商權を專らにし佛國が安南を併呑して支那内地の通商を謀らんとするが如き其他露國のウラジオストック地方に於ける和蘭の爪哇に於ける西班牙の呂宋に於けるが如く歐洲諸國中東洋の商賣上に勢力を有するものは必ず形勝の地を擇みて其處に軍艦と置兆兵隊を備へ其根據の地を定めざるものなし蓋し此の如くせざれば一旦緩急あるの日その商賣と人民とを保護して東洋の商權を歐洲諸國競爭の間に爭ふ能はざるなり獨り北米合衆國は純然たる商賣國にして東洋の貿易に於て曾て一點の政略を其間に交へたることなし故に其歐洲との貿易は甚だ隆盛を極むるに似ず東洋との貿易に至ては常に依微振はざるの勢あり或は之を以て米國の商民及び製造家が不活潑にして勇を東洋の貿易に試みざるに歸するものありと雖ども我輩の見る所を以てすれば其原因は種々あらんと雖ども合衆國が平和を主義として東洋の商賣上に政略を利用せざる如きはその重なる原因ならんと云はざるを得ざるなりされど歐洲の諸國にして東洋に志しあるものは即ち止むも苟しくも其志ある以上は土地侵略は政策に出づるは蓋し必至當然の勢なりと云ふべきなり我輩嘗て之を聞く近時獨逸が東洋に於ける政治上の權力は實に非常のものにして一個の商人にても宰相ビスマーク公の手簡を持參する者は東洋諸國は其筋に於て格別の遇待を受け萬事に都合宜敷を以て頃日獨逸より東來の商人は何れも同公の手書を帶び或は公の傳言を齎らさゞるものはなく公の裏付は其勢力恰も東洋市場の通行券に均しと云へり其事の實否はともかくも近來東洋に於ける獨逸の商賣は隱然政治上の陰影と相結着して大に其働きを逞うすることは隱れなき事實にして獨逸の志果して其餘勇を東洋に試みんとするにあらば其技倆はビスマーク公の一手簡一傳語に止まらずして第二の香港安南を東洋の何れの邊にか見るに至るべきは最も覩易き處なれども東洋に國する者にして東洋に於ける獨逸の商賣の消長如何に就て大に注意を要すべきなり

官報

○文部省令第二十一號

尋常師範學校尋常中學校及高等女學校敎員免許規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治十九年十二月二十二日　文部大臣森有禮

尋常師範學校尋常中學校及ビ高等女學校敎員免許規則

第一條　尋常師範學校尋常中學校及ビ高等女學校敎員免許狀ハ高等師範學校卒業生及ビ丁年以上ニシテ文部省ノ撿定ヲ經タルモノニコレヲ授與スルモノトス○第二條　高等師範學校ノ男子師範學科卒業生ニハ尋常師範學校尋常中學校及ビ高等女學校ノ敎員免許狀ヲ授與シ體操專修科卒業生ニハ體操ノ敎員免許狀ヲ授與ス○第三條　高等師範學校ノ卒業生ニアラスシテ某學科ノ敎員免許狀ヲ得ント欲スルモノハ文部省ノ撿定ヲ受クヘシ○第四條　撿定ハ毎年一回文部大臣撿定委員ヲシテ之ヲ施行セシム○第五條　撿定ノ要目左ノ如シ、一學力、一品行、一身體○第六條　學力ノ撿定ハ試驗ニ依ル、但内外國高等學校卒業生ハ撿定委員ニ於テ敎員タルニ適スヘキ學力アリト認ムルモノニ限リ特ニ本文ノ例ニ依ラサルコトアルヘシ○第七條　試驗ハ尋常師範學校尋常中學校及ビ高等女學校ノ學科中受撿者志願ノ學科ニ就テコレヲ施行シ該學科敎員タルニ適スルヤ否ヲ判ス○第八條　身體ノ撿定ハ撿査ニ依ル○第九條　撿定ヲ受ケント欲スルモノハ族籍姓名宿所生年月及志願ノ學科ヲ記シタル願書ニ左ノ書面ヲ添ヘ文部省宛地方廳ニ差出スヘシ、北海道廳長官府縣知事ハ本人ノ品行ニ付意見ヲ付記シテ文部大臣ニ差出スヘシ、一學業業務賞罰等ノ履歷ニ係ル書面、一學業證書免狀ノ寫○第十條　撿定ヲ受ケント欲スルモノハ撿定料金二圓ヲ納ムヘシ、但撿定料ハ願書ト共ニ地方廳ニ差出スヘシ○第十一條　免許狀ハ分テ一等二等三等トシ初メテ授與スル免許狀ハ三等トス、又第六條但書ニ依リ授與スル免許狀ハ無等トス其既ニ得タル免許狀ヨリ高等ノモノヲ得ント欲スルモノ及無等免許狀ヲ有スルモノニシテ相當ノ有等免許狀ヲ得ント欲スルモノハ更ニ撿定ヲ受クヘシ、但一等免許狀ハ二等免許狀ヲ有シ五箇年以上二等免許狀ハ三等免許狀ヲ有シ二箇年以上敎職ニ從事シ其性格能幹超衆ノモノニ限リ授與スルモノトス○第十二條　免許狀ヲ受クルモノハ高等師範學校卒業生ヲ除クノ外免許料金一圓ヲ納ムヘシ○第十三條　免許狀ヲ毀損亡失シ若クハ姓名ヲ變更シタルカ爲メ其書換ヲ請フモノハ書換料金一圓ヲ納ムヘシ○第十四條　左ノ一項若クハ數項ニ觸ルヽモノニハ免許狀ヲ授與セス又既ニ授與シタルモノト雖モ之ヲ沒收ス、但特別ノ事情アルモノハ本文ノ例ニ依ラサルコトアルヘシ、一新法ニ依リ輕重禁錮以上ノ刑ニ處セラレ若クハ信用又ハ風俗ヲ害スル罪ヲ犯シテ罰金ノ刑ニ處セラレ若クハ監視ニ付セラレタルモノ、但信用又ハ風俗ヲ害スル罪ニアラサルモノヲ犯シ罰金ヲ納ムルコト能ハスシテ輕禁錮ノ刑ヲ受ケタルモノハ此限リニアラス、一賭博犯處分ノ規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタルモノ、一身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサルモノ、一荒酗暴激等總テ敎員タルノ面目ニ關スル所行アルモノ、一舊法ニ依リ懲役若クハ禁獄若クハ鎭錮ノ刑ニ處セラレタルモノ、但贖金罰金ヲ納ムルコト能ハスシテ本文ノ刑ヲ受ケタルモノハ此限リニアラス、一前項ノ刑ニ處セラレ存留養親老小癈疾婦女等ノ故ヲ以テ收贖ヲ聽サレタルモノ○第十五條　前條ノ處分ヲ要スルモノアルトキハ北海道廳長官府縣知事ヨリ文部大臣ニ具申スヘシ

免許狀樣式

何等免許狀（第六條但書ニ依リ授與スルモノハ等ヲ付セス）	
族籍	
姓名	
生年月	
右何學校（何科）敎員タルコトヲ免許ス	
年　月　日　文部省印	
文部大臣位勳爵姓名印	
割印　番號	

輪廓ハ高等師範學校卒業生ニ授與スルモノハ紅色トシ第六條ニ依リ授與スルモノハ綠色トシ第六條但書ニ依リ授與スルモノハ藍色トス

○文部省令第二十二號

文部省令第二十一號尋常師範學校尋常中學校及高等女學校敎員免許規則發令前文部省ニ於テ授與シタル中學校師範學校敎員免許狀及東京師範學校ニ於テ授與シタル中學師範學科卒業證書ハ尋常師範學校尋常中學校及高等女學校敎員免許狀ト同一ノ效ヲ有スルモノトス

明治十九年十二月二十二日　文部大臣森有禮

○文部省令第二十三號

文部省第十二號小學校敎員免許規則發令前東京師範學校及府縣立師範學校ニ於テ授與シタル小學師範學科卒業證書ハ其有效年限間小學校敎員免許狀ト同一ノ效ヲ有スルモノトス

但初等師範學科卒業證書ヲ有スルモノハ尋常小學科以下中等及高等師範學科卒業證書ヲ有スルモノハ高等小學科以下ノ敎員タルコトヲ得

明治十九年十二月二十二日　文部大臣森有禮

○文部省令第二十四號

某學校ノ敎員免許狀ヲ有スルモノハ等位ノ該學校ニ準スヘキ諸學校以下ノ敎員タルコトヲ得

明治十九年十二月二十二日　文部大臣森有禮

○軍艦發着　[illegible]艦は昨二十一日長崎へ回艦せり

（以上本年十二月二十二日官報）

雜報

○疏水に係る隧道　琵琶湖疏水に付き開鑿すべき隧道は三井寺山及び南禪寺山の二箇所なるが右中山の測定
方に付ては大
にて過般來
岡縣以東に於
府知事に其撿
疏水線路と確
隧道を四百五
十五間迄に右
三十一尺五寸
底より東二百
間餘なりとぞ
百五十間并に
へ請負はし先
る十九日の内

寄書

○強大の新文
優勝劣敗は事
世界に國を建
立つ者とし其
きは固より當
て其然らざる
ども各國自ら
るゝに遲速緩
る者必ずしも
る者必らずし
其遲速緩急の
原則多少其痕
只局部の小波
一時の優劣は
要其成績の如
きも版圖の廣
器を利用し文
輯と着け支那
あり今日日本
事々物々不都
未だ擧らず其
固より多かる
して只循々怠
ず兎に角今日
隨て之を貴重
べきの至りあ
望する歳は其
未だ文明國の
國たらんとす
ゝ事なかるん
ず相忘れざれ
の交際上に於
交際に於ても
本人民一般の
を入るゝに忙
く着實の風よ
漢字は不便な
服は文明國の
男女の交際を
するに足らず
らず劇場改良
設の標準をば
ふせざれば決
明を喜ぶの眼
習慣にして先
年來の舊習を
育は頑然野蠻
ふず男尊女卑
を唱ふる者あ
とも愚はず偏
深人種の名を
嘉よして好惡
の成績如何と
月今日の支那
の如し今月今
時は其文明の
ども文明と入